

事業者 殿

一般社団法人山口県労働基準協会 下関支部

低圧電気取扱業務特別教育（学科課程）開催のご案内

労働安全衛生規則第36条に義務付けられている特別教育のうち、第4号の「低圧（対地電圧50ボルトを超え、直流にあつては750ボルト以下、交流にあつては600ボルト以下の電圧）電気の取扱の業務」に係る特別教育を、下記のとおり実施する運びとなりましたのでご案内致します。

当該業務従事者で特別教育が未実施の方の受講についてご配慮いただきますようお願いいたします。

記

- 開催日時 令和1年10月30日（水）9：00～17：00
- 開催場所 下関市勤労福祉会館（住所：下関市幸町8-16、Tel 083-223-2171）
- 教育時間割

時間	科目	講習時間
9:00～10:00	低圧の電気に関する基礎知識	1時間
10:05～12:10	低圧の電気設備に関する基礎知識	2時間
12:45～13:45	低圧用の安全作業用具に関する基礎知識	1時間
13:50～15:55	低圧の活線作業及び活線近接作業の方法	2時間
16:00～17:00	関係法令	1時間

- 受講料 会員 6,600円（税込）、非会員 7,700円（税込）
- テキスト代 「新版 低圧電気取扱者安全必携」715円（税込）（※9月末日までの購入702円）
- 講習定員 20名（定員になり次第締め切らせていただきますのでご了承ください）
- 受付開始日 令和1年9月2日（月）から、受付時間8:30～12:00、13:00～16:30、土日祝は除く。
- 申込方法 別紙申込書（受講票）に所要事項を明確に記入し、受講料及びテキスト代金を添えて協会支部までお申込みください。
*受講を中止・欠席された場合は、既納受講料は返金できません。
- 申込先 一般社団法人山口県労働基準協会 下関支部
住所 下関市大和町1-13-7 Tel 083-267-1313
- 修了証明書 この特別教育は規程上、学科教育と実技教育が行われるものですが、今回の教育は学科教育（7時間）のみ行います。したがって、修了者には学科教育のみの「特別教育修了証(学科課程)」を交付し、事業者には「特別教育修了証明書」を発行致しますので、事業者の責任において実技教育(7時間(開閉器のみの場合は1時間))について、実施頂きますよう予めご承知おき願います。
- 注意事項 (1)受講者は、受講票・テキスト・筆記用具等を持参願います。
(2)当日開講15分前までに受付を終了し、講習係員の指示に従ってください。
(3)本教育は法定の必要時間行われるもので、遅刻・早退等があった場合には、修了証を交付できません。

低圧電気取扱業務特別教育(学科課程)受講申込書

ふりがな								受講番号
氏名								※
正確な氏名をかい書で記入してください。								入会支部に○を付けてください
生年月日		昭和	年		月	日	平成	岩国・下松・徳山・防府・山口 宇部・小野田・下関・萩
住所		(〒 -)						
勤務先	事業場名							
	事業場所在地	(〒 -)						
連絡先	氏名		所属部課		TEL		FAX	
<p>上記のとおり受講料（会員：6,600円、非会員：7,700円）及びテキスト代（715円）（9月末日までの購入は702円）、計（ 円）を添えて申し込みます。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">（一社）山口県労働基準協会 殿</p>								

個人情報の保護について

ご記入いただいた個人情報は、当協会が責任を持って保管し、お申込みいただいた教育の的確な実施のためにのみ使用させていただきます。

低圧電気取扱業務特別教育(学科課程)受講票

ふりがな								受講番号
氏名								※
正確な氏名をかい書で記入してください。								会場
生年月日		昭和	年		月	日	平成	下関市勤労福祉会館
住所		(〒 -)						
事業場名								
出席確認印	備考	<p>1. ※以外の欄は申込者(本人)において記入してください。</p> <p>2. 所定の受講日を間違えた場合や遅刻・早退等で法定時間の受講が出来なかった場合等の際には修了証を交付できませんのでご注意ください。</p> <p>3. 講習開始時間の15分前までに、教室等で当日の受付を済ませて受講番号の席に着席し開講までお待ちください。</p>						